

第 21 回電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合

「託送供給約款認可申請に係る査定方針案」への意見

H28 年 12 月 1 日

(一社) 全国消費者団体連絡会事務局長 河野康子

本日の専門会合を都合により欠席するに当たり、この間の審査と査定方針案に対して消費者オブザーバーの視点から以下の通り意見を申し述べます。

2017 年 4 月からの「ガス小売り全面自由化」に向けた一般ガス事業者からの託送供給約款認可申請審査に係るパブリックコメントにおいて、全国消団連は、電気託送料金審査時と同様、まず、「託送料金の審査が厳格に行われること」を求めました。今回の都市ガス託送料金の審査においては、前例となる明確なルールがない中で、これまでに得られた知見と委員の先生方の専門的な判断を基に、中立で公正な審査が行われ、可能な限りの情報開示と透明性を持った粘り強い議論の下で査定方針案がまとめられたことを消費者として評価したいと思います。この査定方針案に基づき、全国の中小規模ガス事業者の申請審査においても適正な査定が行われることを望みます。

一方、審査開始から全 8 回の審議を通じて、電気託送料金審査時には感じなかった一種の消化不良感は拭えません。それは、本審査専門会合の審議過程や内容に由来するものではなく、一つは、今回のガス託送料金審査では、ヤードスティック方式（以下 YS 方式）という比較査定の適用により託送原価の約 2/3 は個別の審査対象からはずれてしまったことへの疑問が払しょくできないことと、加えて、審査の過程で審査対象である大手事業者が行った情報提供とその説明において、消費者・需要家よりも事業活動を優先しているのではないかと度々感じられたことにあります。託送約款申請を行うガス事業者が 100 社以上あり、事業規模等もさまざまであることに配慮した結果であることは理解できますが、都市ガス小売り全面自由化の帰趨を左右する託送料金が、事業者における最大限の経営効率化を踏まえたものであってほしいと願うばかりです。

本年 4 月からの「電力小売り全面自由化」の際にも、制度変更に対する国民への周知は十分ではなく、消費者として託送料金の妥当性について意見を申し述べることは難しい状況でした。「都市ガス自由化」に関しても国民の多くはその目的や意義、制度の仕組み等について十分理解しているとは言えません。国、事業者が連携して、制度変更の広報を積極的に行ってください。

また、電気と同様に、新たな制度開始前の審査であり、運用開始後一定期間を経た後に、今回設定された個別原価が適正であったかどうか、新規参入者も利用しやすい仕組みになっているか等について検証を行い、私たち消費者が、自由化後も適正な価格で都市ガスを購入できるよう必要な見直しを行っていただくとともに、消費者に託送料金についての情報が確実に届くような条件整備も併せてお願いいたします。

改めまして、安念座長はじめ委員の皆様、事務局の皆様のご尽力に心から感謝申し上げます。